



令和2年第3回宇治田原町議会定例会

議事日程(第3号)

令和2年9月11日

午前10時開議

日程第1 発言取り消しの件

日程第2 一般質問

1. 馬場 哉 議員

2. 原田 周一 議員

日程第3 議案第75号 贄田立川線道路工事(その4)宇治田原中央公園造成工事  
(その2)請負契約の締結について

日程第4 議案第76号 宇治田原中央公園造成工事(その3)請負契約の締結につ  
いて

1. 出席議員

議長	12番	谷口 整	議員
副議長	1番	山内 実貴子	議員
	2番	山本 精	議員
	3番	今西 久美子	議員
	4番	垣内 秋弘	議員
	5番	田中 修	議員
	6番	原田 周一	議員
	7番	馬場 哉	議員
	8番	松本 健治	議員
	9番	谷口 重和	議員
	10番	浅田 晃弘	議員
	11番	藤本 英樹	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西	谷	信	夫	君
副	町	山	下	康	之	君
教	育	奥	村	博	已	君
都	市	星	野	欽	也	君
整	備	奥	谷		明	君
政	策	黒	川		剛	君
監		光	嶋		隆	君
総	務	野	田	泰	生	君
担	当	村	山	和	弘	君
理	事	谷	出		智	君
事						
健	康					
福	祉					
担	当					
理	事					
事						
建	設					
事						
業						
担	当					
理	事					
長						
教	育					
次						
長						
企	画					
財	政					
課						
長						
建	設					
環	境					
課						
長						

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事	務	局	長	矢	野	里	志	君
庶	務	係	長	太	田	智	子	君

---

開 会 午前10時00分

○議長（谷口 整） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であり、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎発言取り消しの件

○議長（谷口 整） 日程第1、発言取り消しの件についてを議題といたします。

昨日、山本精議員から9月10日の会議における発言について、不適切な発言があったため、会議規則第64条の規定により、お手元に配付をいたしました発言取り消し申し出書により、記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

ここで、山本精議員から陳謝の発言の申し出がありますので、これを許します。山本精議員。

○2番（山本 精） 皆様、おはようございます。

昨日の発言の取り消しに当たり、お詫び申し上げたいと思います。

このたび、9月10日の私の一般質問の発言の中、光嶋建設事業担当理事に対する発言について、撤回を要求したことにより、議事進行を大きく妨げる結果となりました。

ここに、議会を混乱させたことを深く反省し、議員各位並びに町関係者にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

○議長（谷口 整） お諮りいたします。これを許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、山本精議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定をいたしました。

発言撤回に当たりまして、私からも一言申し上げたいと思います。

議員及び町当局の皆様には、発言撤回に至ることのないよう、発言には今後も十分にご留意をいただきたく、申し添えます。

---

### ◎一般質問

○議長（谷口 整） それでは、日程第2、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。馬場哉議員の一般質問を許します。馬場議員。

○7番（馬場 哉） 皆さん、改めてましておはようございます。

それでは、令和2年9月定例会、一般質問2日目、7番、馬場哉が通告に従い、質問

をさせていただきます。

9月議会は、令和元年度の決算を審査する議会でもあることから、今回の一般質問は、今後の行政運営の根本である財政について議論をしたいと思っています。

政府からも発表があったように、コロナによる社会への影響、とりわけ経済への影響は、その経済指標においてもリーマンショック時を上回る大変な危機となっています。

自治体への影響は、来年度以降、税収の減少という形で表れてくると予想されますが、現時点では未定とはいえ、減収分については100%交付税で補填される見通しなので、どうか、お聞きをいたします。

○議長（谷口 整） 村山企画財政課長。

○企画財政課長（村山和弘） 皆さん、改めてましておはようございます。

それでは、ご答弁申し上げます。

普通交付税につきましては、自治体が合理的かつ妥当な行政を行うために必要な経費であります基準財政需要額から、税収見込み額のうち、自治体独自の施策のための留保分を除く一定額であります基準財政収入額を差し引き、需要額が収入額を超過したその差額に応じて交付されるものでございます。

普通交付税の仕組みでは、基準財政需要額の金額がこれまでと変わりなく、基準財政収入額であります税収見込み額がコロナ等の影響で減少すれば、交付税は増加することになりますが、総務省より地方財政計画が示されていない現段階におきましては、交付税の見通しを立てるのは難しいことをご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） 5月、6月、そして今議会9月補正と、短期的には国のコロナ臨時交付金により本町も施策を実行することができました。国としても、いずれは今後、財政均衡を今以上に堅持する方向ではないかと私は予測をしています。

もちろん、町村会を通じて、国への財政支援の要望活動は、議会、行政ともしっかり行うものとして、本町としては、厳しい財政状況の上にコロナの影響も飲み込まなければならないと思っています。危機感を持って財政運営を実行しなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 奥谷総務担当理事。

○総務担当理事（奥谷 明） おはようございます。

新型コロナウイルス対策につきましては、国の責任において、対策に奔走する地方公

共同体の取り組みを支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設されたところでございます。

新型コロナウイルス対策の財政措置は国が行うものとの考え方のもと、本町では、これまでこの交付金を活用して、新型コロナウイルス感染症により、厳しい経済状況にあります住民の皆さんや事業者に対する支援策、また、感染症防止に向けた環境整備を図る予算につきましては、5月、6月に続き、今定例会におきましても補正予算を上程させていただいたところでございます。

今後も、国の動向を注視しつつ、有効な財源を活用する中で、持続可能な健全財政運営の確立に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） コロナ対策の財政措置は国が行うものだし、私もそういうふうに思っています。

しかしながら、今後も自治体の希望どおりの交付金が配分される保証はないのではないのでしょうか。そのような時のために、自立した健全な財政運営に集中をしなければならぬと思っています。

2件目の質問以降は、そのような質問をしたいと思っています。

財政調整基金の残高についての質問の件に移ります。

自治体が積み立てている財政調整基金は、コロナ危機において住民の生活保障や店舗等の休業補償に活用され、その施策や支給される額に差があったことから、自治体の財政状況とともにその存在と意義がメディア等で取り上げられ、世間でも知られるようになったと思っています。

私は、議員になってから、この基金の運用については幾度となく指摘をしてきましたが、ここ数年の間は一度もバランスを保つ年度もなく、連続して減少をしています。今回のコロナ危機のような不測の事態や災害、経済減速からくる税収不足に備えるための一定準備をする必要な基金であることを確認したいと思っています。

○議長（谷口 整） 村山課長。

○企画財政課長（村山和弘） 財政調整基金は、自治体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金であり、財源に余裕のある年度に積み立てを行い、大規模災害の発生や大幅な税収減などがある年度に取り崩しを行うものでございます。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） 答弁の見解のとおりだと私は思います。

大規模災害や大幅な税収減に対応するための積立金が財政調整基金であります。事業や施策に充てる、自治体の貯金的なものではないことは明らかです。

本年度予算でも、2億7,000万円を繰り入れ、現在の残高見込みは、2億6,000万円であろうと予測されます。一定額を積み立てて不測の事態に備えなければならないその額を、仮に標準財政規模の10%とすると、本町の場合は約2億8,000万円でありますので、現状はリミットではないかと考えます。

次年度の税収減等を考慮すると、本年度、コロナの影響により、結果的に実施できなかった事業は積み増す選択をするしかないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） まず、財政調整基金の適正水準につきましては、自治体ごとの財政規模に大きな差異がありますことから、確たる基準があるわけではございません。

また、現在のコロナ禍による予算への影響につきましては、町主催の各種事業・行事等の中止によりまして、予算執行残は見込めますものの、いまだ年度途中で精査ができていない段階ではございません。

今後、執行できなかった予算事業につきましては、景気の落ち込みによる歳入額も考慮しつつ、今後の決算状況や次年度の予算編成と併せて、次年度以降の事業のあり方と基金の醸成を含めて協議していく必要があると考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） 冬期の感染拡大の可能性も否定はできません。コロナ危機に対しても、他の予測されない事態に対しても、行政として財政調整基金の意義を認識し、一定額を積み立てて備えなければなりません。基金を減らしていくような財政状況ではいけないことを、しっかりと住民さんにも説明をしなければならないと思っています。

そうすると、今年の「町民の窓」4月号に、財政指標のグラフが掲載されている中で、「町の貯金が減り、借金が増えているのは、次世代のまちづくりに必要な基盤整備（未来への投資）を行っているためです」との説明コピーがありますが、この説明の仕方は疑問であります。未来への投資のために財政調整基金を取り崩し、予算に繰り入れているのでしょうか。

○議長（谷口 整） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 財政調整基金は、先程もご答弁申し上げましたように、税収減や災害等に伴う支出の増加など、不測の事態に備えるものであるものの、逆の見方をいたしますと、基金を貯め込むだけではなく、住民の皆様のために積極的に活用すべきであるとの考え方もできるところでございます。

大切なのは、基金を費やしてでも必要な事業を執行し、それが町の繁栄につながり、また基金が醸成できるような財政運営を行うことが重要であると考えております。

議員ご質問にある、未来への投資のうち、借金が増えているのは、基盤整備の推進によるものではございますが、財政調整基金の取り崩しにつきましては、移住・定住施策や教育環境の充実、観光の推進など、町政推進の最重要三本柱の1つに掲げております「未来づくり」を積極的に行ったことによる部分もあり、説明が誤っているとは考えてはおりません。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） まちづくりは時代の変化に対応していくものであります。それを的確に捉え、予算投下を実施していくのが事業のスクラップ・アンド・ビルドなのではないでしょうか。

現状を見ると、移住・定住施策や教育環境の充実、観光の推進などの施策で、2億円以上も取り崩す必要がないはずです。

どうしても必要な事業で、ある年度、仕方なく基金を取り崩しても、次年は取り崩し額を戻し、バランスを取らなければいけないと考えています。現状のように、スクラップをしないでビルドを先行していると、毎年収支のバランスが取れず、基金の残高を減らし続けていることになっています。

次の質問では、収支のバランスが取れていないことについて質問をします。

財政収支の均衡についての件で質問をします。

起債（借入金）は、それは返済に見込みのある計画ならば持続可能であると考えます。

しかし、本町の現状はどうでしょう。数年後に始まる償還が見えているのに、財政調整基金の残高を減少させている上、依然として財政収支の均衡が取れていません。辛うじて公共資産の売却、ふるさと納税の税収等の安定財源でない収入増を見込んでいるだけです。

私が以前から申し上げているように、予算編成時、一定率のシーリングも必要になってくると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 村山課長。

○企画財政課長（村山和弘） 財政削減につきましては、当初予算編成時に、行政改革大綱等で取り組んでおります事務事業評価等を活用し、各事務事業の必要性、妥当性、効率性をつぶさに検証する中で、不要不急の事務事業の見直しや統合を行ってきたところでございます。

また、経常経費につきましても、当初予算編成方針におきまして、前年度予算の一般財源ベースで10%の削減を掲げまして、経常経費の削減に取り組んでまいりました。

今後も、第6次行政改革大綱等に基づきまして、事務事業の見直しや統合、経常経費の削減はもちろんのこと、新たな自主財源の確保につきましても取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） 歳出抑制のための取り組み、新たな自主財源の確保を実行しているのは私も理解をしています。10%削減という具体的な数字を出して定めたのは、31年度の予算編成からだと思います。

本年度と2年連続して目標を定めているが、連続して2億円を超える繰り入れをしているのですから、「取り組んでいます」と言っても結果が出ていないと言わざるを得ません。現時点で計画していない施策のビルドは行わないなど、思い切ったことが必要ではないでしょうか。

議会からも住民さんからも要望があると思うが、あれもこれもやらなければならないビルドは徹底して抑え、スクラップを先行し、ある程度の負担や我慢をお願いしなければならない財政状況であることを、住民の方に素直にお知らせしなければならないのではないのでしょうか。

その場合は、住民感情から、当然のことながら自らの削減の努力も必要になると考えますが、歳出削減のための人件費の抑制については、どう考えておられますか。

○議長（谷口 整） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） これまで実施してまいりました施策事業を見直すことは、住民の方々にとって受け入れ難い選択肢になる場合もありますが、その見直しは新たな政策推進のためであります。

10年先、20年先の未来のまちの姿を、住民の皆さんとともに描き、理想の姿を実現することと引き換えに、過去の政策決定に基づきこれまで実施されてきたサービスを見直す、縮小する、廃止することは、新たな政策決定と過去の政策決定がトレードオフの関係になっていることをご理解賜りたいと考えております。

先程も申し述べましたが、当初予算編成方針において、前年度予算の一般財源ベースで10%の削減を掲げ、経常経費の削減に取り組んできたところでございます。一般財源総額の確保につきましても、最も有効な手立ては義務的経費以外の経常経費の削減であると考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） 受け入れ難い選択肢になる場合もある住民の方からしても、その感情として、お願いをするなら自らも歳出削減の努力を求められるのは当然のことだと考えます。管理職手当の廃止など、手を付けなければいけないところではないでしょうか。

答弁にもあったように、持続可能な財政運営を裏付けした上で、10年先、20年先の未来のまちの姿を住民とともに描き、理想の姿を実現することと引き換えに、過去の政策決定に基づき、これまで実施されてきたサービスを見直す、縮小する、廃止することは避けて通れない今後の財政課題であることについては私も同感であります。その上で、住民と共に描くということが大事だと思っています。厳しい、厳しいと言うだけではなく、もっと具体的に財政の現状をお伝えすることが大事であると思います。

避けなければならないことではありますが、予算を編成するとき、赤字債を発行できない自治体において、キャッシュがどうしても足りないときはどのような状況になるのでしょうか。

○議長（谷口 整） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 人件費の削減による歳出削減の取り組みにつきましては、第6次行政改革大綱及び実施計画でも、職員の給与・手当等の適正化を改革事項に挙げ、取り組んでいるところであり、その重要性は認識しているところでございます。

本町におきましては、これまでも職員の定員管理、給与水準、会計年度任用職員の配置等、人件費全体で給与・手当等の適正化に努めてきたところであり、今後も人件費全体で丁寧な議論が必要と考えているところでございます。

このような中、議員ご提案の管理職手当の廃止といった特定の手当のみに焦点を当てたような極端な人件費の削減につきましては、10年先、20年先の未来のまちの姿を住民の皆様とともに描き、理想の姿を実現するため、新たな施策を生み出す原動力となるべき職員に対して、今後の職員のモチベーションの確保や、本町が目指す持続可能な行政運営を行う観点からも避けるべきであると考えているところでございます。

地方公共団体においては、赤字国債を発行することができないことから、歳入と歳出の均衡を図る予算規模での予算を編成するとともに、予算編成時等の収支不足について

は、今後も財政調整基金等が枯渇することがないよう、第6次行政改革大綱に基づき、不要不急の事務事業の見直しや、経常経費の削減、また、歳入の確保に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） これまで実施されてきたサービスを見直す、縮小する、廃止することが明確になるのは、予算編成後であるのは遅いと思います。財政の現状からすると、どこが課題なのか予測できるはずで、事前に住民さんにも丁寧な説明をしなければいけない。後付けでなく、計画性を持ってお伝えしなければならないと考えますので、次の質問ではその点を質問をしたいと思います。

財政健全化計画の策定についての件です。

歳入と歳出の均衡を図る予算により、これまで実施されてきたサービスを見直す、縮小する、廃止することをいきなり実行することは避けなければならないと思います。今後すぐに取り組まなければいけないのは、どの事業を縮小または中止する、その議論を始めることです。

予算編成のような限られた時間ですのではなく、住民情報を収集した上で十分な議論ができる場をつくるため、例えば、今後3カ年の財政健全化プランを策定するためのような議論はできないのでしょうか。

○議長（谷口 整） 村山課長。

○企画財政課長（村山和弘） 議員ご提案の財政健全化プランの策定につきましては、新たに計画の策定は行わず、財政健全化に向け、財政シミュレーションと行政改革大綱等での継続的な取り組みの推進を考えているところでございます。

まず、財政シミュレーションにつきましては、今後の財政収支がどのようになるかを示すものでございます。一方、行政改革大綱及び実施計画は、その財政シミュレーションで明らかになった財政面での課題に対応するため、数値目標を定め、その達成に向けて具体的な取り組みを行う行動目標を定めたものであります。

これら2つは、本町が目指す持続可能な財政運営の両輪として、相互に関連する必要不可欠な根幹的指針であり、これらを推進することが最も重要であると考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） コロナ禍において、メディアに登場する知事がそうであったように、政策を実行する上で住民とのコミュニケーションは後付けでは駄目だと思います。コミ

コミュニケーション自体を政策手段として捉える流れが強まりつつあるのは、この間の報道を見ても明らかではあります。

もちろん、コミュニケーション自体が政策の代わりになることはないとしても、施策を変えることにより影響を受ける人々の理解と信用、支持を得られなければ失敗に終わります。それは政治離れを加速し、施策の無関心になる可能性が高く、町長がおっしゃる絆のまちづくりには逆効果になることさえあると考えています。

私が実行するべきであるという健全化プランは、これを基にして住民の理解を深く得るためにつくらなければならないということでもあります。いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 先程もご答弁申し上げましたとおり、財政健全化に向けて、財政シミュレーションと行政改革大綱等は、本町が目指す持続可能な財政運営の両輪であると考えているところでございます。

このような中、住民の皆様が本町の財政状況や財政改革の取り組みについてご理解を深めていただくため、財政シミュレーションでは、次年度の予算編成を行う前に、今後の財政収支がどのようになるかを議会へご説明させていただくとともに、町ホームページでも公表を行っております。

一方、行政改革大綱及び実施計画につきましては、毎年度その実施状況の取りまとめを行った上で客観的に評価いただくため、外部の有識者等による外部評価を行いますとともに、その評価結果等を議会へ報告させていただいております。また、町ホームページでも公表を行っているところでございます。

これらの取り組みに加え、予算及び決算状況については、それぞれ町の広報紙へ掲載するなど、折に触れ、本町の財政状況や今後の見通し、財政改革の取り組みについて、住民の皆様へ丁寧な説明に心がけているところでございまして、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） 私も、住民さんから町の財政状況を聞かれることがあれば、説明をさせていただいています。広報紙等をご覧になって関心は以前より高いですが、やや認識が違っているところもあるのが事実です。

住民に影響がありながらも、今後進める行財政改革の具体的なことを伝える行政のコミュニケーションが重要なことは、常に頭に入れておいていただきたいと思います。

感染症の影響で、市民生活や経済にも影響が1、2年残るといふ説もあり、人の価値観が変わり、社会変容のスピードが進むとも言われています。そのような中でも、未来を描く施策の実行と、財政のV字回復ができるように、町長のリーダーシップと職員さんの一層の努力をお願いをして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて馬場哉議員の一般質問を終わります。

次に、原田周一議員の一般質問を許します。原田議員。

○6番（原田周一） この9月定例会も一般質問におきまして9人目ということで、また私が最後になりました。大変昨日からお疲れやと思いますけれども、ひとつ最後までよろしく願いいたします。

まず、1点目は、働き方改革の中で、改正教育職員給与特別措置法についてお尋ねいたします。

昨年12月4日に成立した特別措置法であります。公立学校に勤務する先生方に、1年単位の変形労働時間制の導入を可能とする内容になっております。

私も知り合いの先生方からご意見を伺いましたが、現状では大変不評な法律であるということです。

理由は、1点目、1年間のうち、忙しい時期と暇な時期を設定し、忙しい時期の所定労働時間を延ばして、最大1日10時間の労働時間のようなのですが、暇な時期にその分の所定労働時間を短縮することができる。

2点目は、運用の目的は、夏の休日などのまとめ取りに限定される。

3点目として、各都道府県などが条例を定めるかどうか、あるいは条例が定められたケースにおいても、個々の自治体や学校が導入するかは、それぞれの判断に委ねられ、自由な判断が求められます。また、各学校においても、導入するかどうかはその年度ごとに決めるという中身になっております。

最近、府議会のほうでも、超過勤務に関する条例ができたとも伺っております。

今回の特別措置法を簡単にまとめましたが、そのような中身で間違いはないでしょうか。内容について、訂正あるいは追加する内容があれば、説明と併せて本町の現時点での1年単位の変形労働制の導入についての考えをお伺いいたします。

○議長（谷口 整） 野田教育次長。

○教育次長（野田泰生） それでは、ご答弁申し上げます。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法

律（改正教職員給与特別措置法）につきましては、ご質問にありますように、昨年12月に成立し、教職員の働き方改革を推進するため、教育職員について1年単位の變形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することを趣旨とした内容でございます。

施行期日が、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定については、令和2年4月1日となっておりますので、令和2年3月に府議会のほうで、文部科学省の指針に基づいた「教育職員の超過勤務に関する条例」が制定され、本町におきましても府の条例に即した「教育職員の超過勤務に関する教育委員会規則」を策定したところでございます。

1年単位の變形労働時間制の適用については、施行期日が令和3年4月1日となっており、希望する学校があれば都道府県で条例を制定し、市町村で規則を策定し、学校ごとに実施できるとなっております。

本町でも、学校の意向を聞きながら導入の是非について考えていきたいと思っておりますが、現状では、繁忙期に勤務時間を上乘せし、長期休業期間に休日をまとめて取りすることについては、クリアすべき課題が大変多いという認識でおります。

いずれにいたしましても、現在取り組んでいる教職員の業務の平準化、ICカードによる出退勤管理システムの運用、ICTの効果的な活用による事務作業の軽減、夏季休業期間中の学校閉校日の設定等、働き方改革に向けての様々な取り組みをより充実させ、教職員が生き生きと業務に取り組み、そのことが子どもたちの学校生活の充実、学力の向上につながるようにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○6番（原田周一） 平成30年6月議会において、本町教職員の勤務実態について質問させていただきましたが、当時の回答で、町単費による補助教員・スクールサポーターの実施、またその時の2学期から出退勤システムの稼働などの回答があり、それぞれ実施されてきましたが、今回のコロナ禍における現状では、それらが結果的には大いに貢献し、過去の勤務実態と比較しても仕事の分担などで教職員の大きな負担になっていないと聞いております。

先程、夏休みなどの長期休業期間の休日のまとめて取りすることはクリアすべき課題が多いとの認識であるとのことでした。今回の改正給与特別措置法による變形労働時間制

の導入には、所定勤務時間外の在校等時間の上限を月42時間とガイドラインで定めた範囲内での導入となります。

先程冒頭で、私の知り合いの現場の先生方の意見として不評であると申しました。理由は、月45時間、年360時間を軽く超えている実態があるとのことで、問題外との意見が多いと伺いました。

本町では、平成30年2学期から出退勤システムが稼働し、各先生方の意識変化や仕事の効率化などで、以前に比べ勤務時間が若干短くなったと伺っております。

2小1中の維孝館学園では、クラブ活動などを含めて、それぞれの事情の違いがあると思います。現状のコロナ禍においては、府の支援をはじめ、町独自の加配などで対応されています。

各学校において制度を導入するかどうかは、その年度ごとに決めるという中身になっておりますと冒頭申し上げました。教育長は、2小1中の維孝館学園の現状から、今回の変形労働時間制の導入について、どのような見識をお持ちか伺いたします。

○議長（谷口 整） 奥村教育長。

○教育長（奥村博己） 先程の答弁のとおり、本町でも学校の意向を聞きながら、導入の是非について考えていきたいと思っております。

現状では、繁忙期に勤務時間を上乘せし、長期休業期間に休日をまとめて取りすることについては、夏季休業中のまとめ取り期間の設定が困難な点、また育児・介護・家事等が必要な教職員に対して1日の勤務時間を延長することが困難な点、本町在住の教職員がいない中での朝夕の通勤時間を含むと、さらに教職員の拘束時間が長時間になる点等があり、そうした点をクリアしていかないと、変形労働時間制の趣旨である教職員の働き方改革につながらないという認識でおります。

いずれにいたしましても、先程申し上げました現在取り組んでいます教職員の業務の平準化、ICカードによる出退勤管理システムの運用、ICTの効果的な活用による事務作業の軽減、夏季休業期間中の学校閉校日の設定、働き方改革に向けての様々な取り組みをより充実させ、教職員が生き生きと業務に取り組み、そのことが子どもたちの学校生活の充実、学力の向上につながるようにしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○6番（原田周一） ただいま、ICカードによる出退勤システムの運用など、様々な取り組みを充実させ、教職員が生き生きとして業務に取り組み、そのことが子どもたちの

学校生活の充実、学力向上につながるようにしていきたいとの答弁をいただきました。

教職員の万全な健康管理のもと、本町の子どもたちが生き生きとした学校生活を送れるよう、教育委員会の全面的なバックアップをお願いいたしまして、この質問を終わりたいと思います。

次に、ICT環境設備についてお伺いいたします。

その中の、GIGAスクール構想の加速化についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルスの拡大の影響により、再度の教育課程実施に支障が生じる事態に備え、本年7月に急遽閣議決定したGIGAスクール構想の加速として、1人1台のタブレット端末の早期実現や、家庭でもつながる通信環境の整備など、ハード・ソフト・人材等を一体とした整備を図ることで、全ての児童生徒の学びを保障できる環境を早急を実現することが求められています。

本町では、1人1台ではないが、幸いにもタブレットの導入も早くから活用されており、ICT支援員も配置されているようですが、来る導入される1人1台の端末では、生徒児童に対し、機器の準備・操作、またメンテナンス等、日常的な支援の充実が必要と思われます。ICT支援員の拡充を図ることにより、児童生徒の学びの充実及び教職員の負担軽減を図ってはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 野田次長。

○教育次長（野田泰生） 令和時代のスタンダードな学校像といたしまして、全国一律のICT環境整備を掲げたGIGAスクール構想も、コロナ禍により、緊急時でも学習ができる環境整備のもとで学びを保障するため加速されたことはご承知のとおりでございます。

この事業で大切なことは、目的に適した使い方で最大の効果を上げることだと思っております。それには、1点目といたしまして、これまでの教育実践の蓄積とICTの良さを掛け合わせるにより、学習活動がより一層充実し、深い学びの視点からの授業改善ができること。2点目に、臨時休業等の緊急時において、学習を保障するための手立てを講じ、それに対応する教師、児童生徒の力を最大限引き出すこと、つまり、目的による使用方法を使用する者が理解し、その力をつけなければ学習教材とはなりません。

議員ご指摘のとおり、現在もICT支援員には、専門的見識を生かし、準備から実践に至るまで現システムの授業支援の観点から教職員をサポートしていただいております。1人1台端末の整備ができた後には、早期のGIGAスクール構想実現のため、ソフト・支援体制、両面からの取り組みが必要と考え、ICT支援員の活用につきまして現

在検討を重ねているところでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○6番（原田周一） 今回の、2、3年かけて、端末の整備をしていく方針がコロナ禍の影響で前倒しとなり、現在進行中の校内ネットワークの整備予定の2月完了を待たずに事業が進められることになり、教育委員会及び学校現場では大変な作業だと思います。

この質問については、去る6月議会の時とっておりましたが、コロナの関係で取りやめたところ、急遽補正予算の案件として出されたため、端末に関するハード・ソフトの問題については委員会での質問とし、この場においては大枠のことでお伺いいたします。

当時、テレワークなどが叫ばれたときに、全国一斉に学校休校になり、リモート授業などと大きな話題になり、大きく報道で取り上げられました。今年入学の大学生に至っては、今でも一度も登校しておらず、リモート授業を受けていることも聞きました。小中学校が再開された現状下、長期間の臨時休校への対応で、全国一律の休校でない平常時においてはどのような使用になるのか。通常教室での授業でも頻繁に使用するのか。

また、臨時休校等の場合、リモート授業を実施したケースにおいては、小学校低学年などの家庭では、親の仕事などで不在の場合、対応できるのかどうか。

まだこれから詳細については検討されていくでしょうが、G I G Aスクール構想の進め方について、現時点でのお考えをお聞きいたします。

○議長（谷口 整） 野田次長。

○教育次長（野田泰生） 本来のG I G Aスクール構想の目的と今回コロナ禍により加速された目的、それぞれの目的を果たすためには、これまでにない大がかりな教育環境の整備に現在取り組もうとしているところでございます。

全国一律とはいえ、学校や地域の状況も異なる中、本町といたしましても、まずは各学校施設におけるI C T学習環境の根幹となる高速大容量の通信ネットワークを整備し、次に、1人1台端末の活用により新学習指導要領のもとの活用、授業における日常のツールとしての使用などに加え、コロナ禍により加速された学びを保障する手段として、家庭学習・オンライン授業などでの使用と、しっかりとステップを踏んで取り組んでいかなければならないと考えております。

既に、中学校では授業において使用し、効果を上げているところで、教職員も研修を重ねているところでございます。

ICT活用促進の条件には、実践・慣れ・整備工夫と言われており、先程ご質問いただきましたICT支援員も含めまして、スキルの高め方、活用方法、環境整備につきましては、学校とも十分協議を行いまして、今後、保護者にも理解をいただきながら全体で検討を進めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○6番（原田周一） この事業を進めるには、タブレット等の機器をそろえるだけでなく、また、学校でなく各家庭の通信環境の整備などの問題もあります。国の急遽決まった政策ですが、後日、補正予算の委員会でも審議も予定されていることから、次の質問に移りたいと思います。

次に、隠谷地域の避難路についてであります。

隠谷地域への進入路は、丸山交流館、宇治田原小学校グラウンド横の道から出入りしていますが、途中、長山地域への進入路、登り口があります。また、入り口正面の北側には、隠谷上池・下池があります。

私は、以前何度かにわたり、緑苑坂地区における避難路として各種質問し、国道からの進入路が1本であるため、西側斜面が崩壊すれば陸の孤島になると訴えてきました。

結果、宇治田原山手線の北伸が決まり、新名神高速道路の工事用道路として着工され、NEXCO、宇治田原町の連携のもと、工事が進んでおり、あとは開通を待つのみとなっております。緑苑坂住民も、従来の国道への出入りとともに北行きの道も確保され、非常に安心できるようになりました。早期の開通が待たれます。

また、今回テーマであります隠谷地域への進入路、特に長山への進入路付近が大きな土砂災害が発生した場合、現状では陸の孤島になることが予測されます。

地元の古老から話を聞いたことがありますが、南山城大水害の折には、その進入路が崩れ、その場所にあった住宅が流されて大変大きな被害が発生したと聞き及んでおります。

当時は、隠谷地域の住宅は当然なかったわけですが、隠谷地域はまるやま交流館、宇治田原小学校からの進入路だけでなく、住宅東側に北側に向かっている道が1本ありますが、軽自動車がやっと通行できるかどうかといった未舗装の道であります。

私は当初、私なりに、現在緑苑坂で整備中の宇治田原山手線から隠谷につなげたらとの思いもありましたが、関係者のお話を伺うと、勾配の関係や多額の費用面から無理がある。

そこで、先程の北行き道を整備して、関電道につなげたらどうかの案を提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

先日、防災マップが配布されましたが、全町の防災マップを見ますと、他にも優先度の高い地域が多々あると感じております。今後、検討される工事計画に関し、避難路としての整備を計画の1つに配慮されてはと思いますが、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（谷口 整） 光嶋建設事業担当理事。

○建設事業担当理事（光嶋 隆） 隠谷地区への進入につきましては、禅定寺通学路線4の25号線を経由して西方面からアクセスする方法のほか、東方面からも禅定寺奥山田線4の25号線を経由する方法がございます。

しかしながら、東方面からの町道は一部未舗装であり、また急勾配、狭隘区間が連続するなどの状態で、沿道の農地で農作業をされる方以外、一般の方の通行はほとんどないのが実情でございます。

本路線を隠谷地区の避難路として整備してはとの議員のご提案でございますが、昨今頻発する異常気象時においても、通行可能な道路ネットワークを維持し、計画的に整備していくことは大変重要と考えております。

近隣住民や、沿道の農地所有者のご意向、また町内での道路整備の優先度を見極めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○6番（原田周一） 昨今の豪雨災害は、報道を見るたびに年々大きくなっているように思います。

2013年8月30日の特別警報の運用が始まり、直後開催の9月議会で私がそのことを質問した1週間後、本町で全国初の大雨特別警報が発令され、307号線で崩落事故が発生し、大きな被害の中、西谷町長が相当苦勞されたことが昨日の記憶のように残っております。

本町には、他にも危険箇所と思われるところも多々あることも承知しておりますが、優先度を見極めながら、住民の安心・安全のため、整備を進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、緑苑坂污水处理場跡地利用についてお伺いいたします。

緑苑坂ニュータウンが開発されて約20年。その間、住民生活に欠かせなかった污水处理場がこのたび公共下水道の接続が2017年に完了し、その3月より供用開始となったことから、開発当時の町長と開発会社の株式会社フジタとの間で交わされた協定書

に基づき、3, 455㎡の土地の施設解体の上、更地にして、本年5月に町に返還されました。

現在、工事が進められている町道宇治田原山手線の北伸道路沿いで、いろいろな用途が考えられますが、緑苑坂住民にとっては、平成11年の入居以来、公共下水道の接続までの約17年間にわたり、施設の維持管理及び敷地内の樹木の剪定など、住民総出で管理してきた土地でもあり、地区住民の思い入れも大きく、その跡地利用については強い関心を持ち、様々な要望も聞いております。

返還後、まだ日が浅く、具体的な回答はしにくいとは思いますが、跡地利用について、町の考えをお聞かせください。

○議長（谷口 整） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） まず、町が保有いたします財産につきましては、住民の皆さんの貴重な財産であり、限られた資産を最大限に活用することが求められているところでございます。

本土地につきましては、令和5年度に新名神高速道路及びインターチェンジが開通・開設される中、都市計画道路宇治田原山手線に隣接する緑苑坂地内の町有地として、ポテンシャルを秘めた大変貴重な町の財産であると認識しているところでございます。

現在のところ、具体的な活用方法等については決まっておりませんが、本町の第6次行政改革大綱等では、健全な財政運営のため、公共施設の利活用方策の検討を行い、公共施設の財政負担及び配置の適正化を図るとともに、遊休町有地の有効活用を進めることを具体的な取り組み内容としているところでございます。

こうしたことから、売却も1つの選択肢ではありますが、公有財産の有効な活用方策について、将来を見据えて庁内での議論を深める中、具体的な方向性が出た段階で、その方向性について議会等へもお示ししてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 原田議員。

○6番（原田周一） この件に関しましては、日頃から住民の意向をいろいろと伝えさせていただいておりますが、十二分にその辺りを考慮の上、事業を進めていただきますよう再度お願い申し上げます、私の質問を終わりたいと思います。ご清聴どうもありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて原田周一議員の一般質問を終わります。

---

◎議案第75号及び議案第76号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（谷口 整） 会議規則第37条により、日程第3及び日程第4、議案第75号及び議案第76号の2議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、日程第3及び日程第4、議案第75号及び議案第76号につきましてご説明を申し上げます。

議案第75号 贄田立川線道路工事（その4）宇治田原中央公園造成工事（その2）請負契約の締結につきましては、安全で災害に強い道路整備を計画的に進め、既存集落と新都市創造ゾーンとの連絡を図るため、町道贄田立川線の道路工事を行うとともに、新庁舎に隣接する区域に防災機能を有した都市公園の整備のうち、道路工事と関連する造成工事を一体的に行うもので、9月3日に一般競争入札を行いました。その入札の結果、1億6,213万8,900円で株式会社本田建設が落札し、9月4日に仮契約を締結したところです。この仮契約は、今回の本議案をご可決いただきました後に本契約として成立するものでございます。

つきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第76号 宇治田原中央公園造成工事（その3）の請負契約の締結につきましては、新庁舎に隣接する区域に防災機能を有した都市公園を整備するために造成工事を行うもので、9月3日に一般競争入札を行いました。この入札の結果、5,704万6,000円で木津川道路株式会社宇治田原営業所が落札し、9月4日に仮契約を締結したところです。この仮契約は、今回の本議案をご可決いただきました後に本契約として成立するものでございます。

つきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第75号及び議案第76号の2議案を総務建設常任委員会に付託をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認め、ただいま申し上げましたとおり、2議案につきましては、総務建設常任委員会に付託をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。以上で本日の全日程は終了いたしました。本日はこれにて散会をいたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決定をいたしました。これにて散会をいたします。

次回は9月17日午前10時から会議を開きますので、ご参集をいただきたいと思います。

本日はお疲れさまでした。

散 会 午前11時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 谷 口 整

署 名 議 員 垣 内 秋 弘

署 名 議 員 馬 場 哉